ハ　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ニ　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(16)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車について、当該自動車の取得が平成三一年三月三一日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第五三条の二関係）

(17)　改正前の自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

(三)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は種別割の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は種別割の税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第一二条の三関係）

(1)　環境負荷の小さい自動車

平成二八年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

イ　次に掲げる自動車について、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。

(イ)　電気自動車

(ロ)　一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

(ハ)　プラグインハイブリッド自動車

(ニ)　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上のもの

(ホ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）

ロ　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上のもの（イ(ニ)の適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

(2)　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成二九年度以後に限る。）に税率の概ね一〇〇分の一五（バス（一般乗用のものを除く。）及びトラックについては概ね一〇〇分の一〇）を重課する特例措置を講ずることとした。

イ　ガソリン自動車又はＬＰＧ自動車で平成一六年三月三一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して一四年を経過した日の属する年度

ロ　軽油自動車その他のイに掲げる自動車以外の自動車で平成一八年三月三一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して一二年を経過した日の属する年度

(四)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第五四条関係）

(1)　平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までの期間　平成二九年度分

(2)　平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの期間　平成二九年度分及び平成三〇年度分

(3)　平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日までの期間　平成三〇年度分及び平成三一年度分

固定資産税及び都市計画税

(一)　独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ずることとした。（第三四八条関係）

(二)　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ずることとした。（第三四八条関係）

(三)　国立研究開発法人水産研究・教育機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ずることとした。（第三四八条関係）

(四)　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置等を講ずることとした。（第三四八条及び第三四九条の三関係）

(五)　景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に規定する世界遺産一覧表に記載された一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の三分の一とする措置を講ずることとした。（第三四九条の三関係）

(六)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号又は法人番号の利用開始に伴い、固定資産税の閲覧制度について、規定の整備を行うこととした。（第三八二条の二関係）

(七)　防災上重要な道路における無電柱化のため、平成二八年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等について、固定資産税の課税標準を取得後四年度間はその価格の三分の二（道路法に基づき占有の禁止又は制限が行われたことにより電柱の新設が禁止された防災上重要な道路の区域の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等についてはその価格の二分の一）とする措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(八)　農地中間管理機構が平成二八年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に農地中間管理権を取得し、その存続期間が一〇年以上である一定の農地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度間（その存続期間が一五年以上である一定の農地にあっては五年度間）はその価格の二分の一とする措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(九)　平成二九年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、新たに農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告があった農地となる事情がある土地について、勧告がなかった場合における課税標準となるべき価格に相当する額を固定資産評価基準により修正した価格とする等の所要の措置を講ずることとした。（附則第一七条の三及び第一七条の四関係）

(一〇)　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた事業者（以下「総合効率化事業者」という。）が、同法の施行の日から平成三〇年三月三一日までの間に同法に規定する総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産について、次のとおり固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(1)　倉庫業者である総合効率化事業者が新設又は増設した一定の倉庫について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の五年度間は価格の二分の一とし、当該倉庫の附属機械設備について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の四分の三とすることとした。